

第 17 号

令和2年度熊本県工業用水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和2年度熊本県工業用水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和2年度熊本県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収 入		
第1款 事業収益	1,099,809千円	△3,567千円	1,096,242千円
第2項 営業外収益	335,436千円	△3,567千円	331,869千円
	支 出		
第1款 事業費	1,213,954千円	26,309千円	1,240,263千円
第1項 営業費用	1,136,743千円	26,309千円	1,163,052千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「25,053千円」を「26,955千円」に、「4,134千円」を「3,140千円」に、「20,919千円」を「23,815千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収 入		
第1款 資本的収入	831,666千円	△15,903千円	815,763千円
第1項 企業債	145,000千円	△13,000千円	132,000千円
第3項 工事受託金	4,081千円	△3,067千円	1,014千円
第4項 補助金	137,934千円	164千円	138,098千円
	支 出		
第1款 資本的支出	856,719千円	△14,001千円	842,718千円
第1項 建設改良費	29,564千円	△14,001千円	15,563千円

（企業債）

第4条 予算第5条に定めた起債の限度額「13,000千円」を「0千円」に、「145,000千円」を「132,000千円」に改める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	78,324千円	26,309千円	104,633千円
(債務負担行為)			

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
工業用水道事業関係業務	令和3年度	千円 4
企業局所有施設等管理業務	令和3年度 ～令和5年度	10,656
	年次別内訳	
	令和3年度	7,528
	令和4年度	2,042
	令和5年度	1,086

令和3年2月18日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫